環境保全アンケートへご協力いただき有難うございました

ニュークリーナーズ

第460号
平成21年
11月25日

（昭和47年10月30日第三種郵便物認可）（月刊）毎月１回20日発行・購読料１部400円１ヵ年年4,800円）

発行所
全国クリーニング協議会
発行人　大野雅司
〒141-0032 東京都品川区大崎3-6-17
（大崎ビル５階）
電　話03－3493－2130
FAX03－3492－8817

業としてのガイドラインを！

環境保全全国大会を開催

第18回環境保全全国大会は11月20日、大井町のきゅりあんで開催された。今回はテーマを『待ったなし!!環境対策とコンプライアンス』とし、「土壌汚染対策法改正」、「改正省エネ法」、「ソルベールシステム」を取りあげ、行政と専門家の意見を聞いた。また、大会のまとめとして高木健志環境委員長から、法改正や建築基準法違反問題について、今後の全協としての取り組みが述べられた。関連記事３・６面

大会の最後に環境委員会・高木健志委員長から総括が述べられ、昨今めまぐるしく変化する法規制や問題視されるドライ溶剤の用途地域問題について、全協としての見解が示された。

以下ではその要旨を紹介する。

◇　◇　◇

今回の環境保全全国大会を開催するにあたって、一年間の準備期間を費やした。しかし、クリーニング業界の環境問題への取り組みという点においては、変化に乏しい一年であった。

一方、我々の業に深く関係する「環境についての法規制」では、めまぐるしい変化を見せている。特に政権交代以降、法改正が急ピッチで行われている。

今回取り上げた「土壌汚染対策法」「省エネ法」の改正においても、これまで無関係と思われてきた事柄に対して適正な取り組みをしていかなくては、企業規模としてその責任を果たせなくなっている。

そしてこの秋以降、「石油ドライ機の建築基準法違反」が業界の大きな課題となっており、その一番の問題点は「商業地域で使用禁止とされている石油溶剤を、それを知っていながら使用していた」ことである。

しかし、この建築基準法は昭和25年に作られた法律であり、当時に比べて溶剤、機械が大きく進歩した現在において、制定当時のままの法律を今後も守っていくことに対して、違和感を覚える事も事実である。だが、根底において、守るべきことをせずして、「法律悪し」と言ってもこれは、取り上げられる案件とはならない。

この問題に対し全協としては、過去の違反を遡るのではなく、将来に向けての指針を示すことが重要だと考え、産機工・植草部会長、全日本機材商協議会・伊藤会長を招き、全協理事とのディスカッションの場を設けた。業界として何ができるか？どのような方向に向かわねばならないのか？について意見を出し合い、柱となるコンセンサスが取れたと感じている。

その一つは、我々クリーニング業は厚生労働省の管轄にありながら、機械や建物においては経済産業省、国土交通省など縦割りの行政の中で企業運営を行ってきたということ。

そして、縦割であるが故にそれぞれの省庁で、思惑や解釈に相違がある。建築基準法一つを取って見ても、厚労省と地域の消防署では見解が違う場合がある。極端な話をすれば、担当者ごとに答えが違うといったことも、現実問題としてある。

そういった状況を踏まえた上で、ガイドラインの作成が必要と考える。故意に違反をしていなくても複雑化した法規制の中で、結果として違反となってしまうことのないよう、公正な目で作られたガイドラインを、他団体と協力して作っていきたい。

「使い方・売り方・作り方」それぞれの立場で、クリーニング業を自信をもって継続していけるよう、明確なアクションを起こしていきたいと考える。

▲今回の環境大会には56名が参加した

▲メーカー・機材商・クリーニング業、３者の話し合いによる法規制に対するガイドラインの作成を提案した高木健志委員長

環境保全アンケート結果報告

講演に続いて、小林哲也環境委員から環境保全アンケートの結果が報告された。（集計データ６面掲載）今回の回答状況は、照会先１９０社に対し、回答49社、回答率25・８％で、工場数数は１０３工場。これは昨年の回答数を18社下回り、回答率は５・７ポイントのダウンとなった。

■ドライ・乾燥機台数

石油系２４９台の内、ホットタイプ13台。パーク機１３８台、ソルカン３６５機５台、シリコーン機12台。

乾燥機総計４５９台、回収機あり２８７台（62・５％）、回収機なし１７２台。

委員会では平成11年のアンケート結果との比較を行ったところ、台数・溶剤使用量など大半の数字がダウンとなった。需要減少がそこからも見てとれる結果となった。

▶小林哲也委員

◇「法律相談」は休載とさせて頂きます